

軽自動車税（種別割）減免制度

身体に障がいのある方などには、軽自動車税（種別割）の減免制度があります。対象車両（軽自動車等）に該当する場合には減免が適用されますので、次の通り、期間内に申請してください。なお、感染症の拡大防止の観点から、今年度は「郵送」での申請も受け付けます。

○申請方法 市役所2階市民税課で配布する軽自動車税（種別割）減免申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、5月10日（月）～24日（月）に下記必要書類を揃えて〒252-8566座間市役所市民税課宛てに郵送（必着）または直接担当へ

○必要書類

- 納税通知書（申請前に納付しないでください）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳（郵送の場合は写し）
- 運転免許証（運転する方のもの。郵送の場合は写し）
- 自動車検査証または標識交付証明書（郵送の場合は写し）
- 納税義務者の個人番号カードまたは通知カード（郵送の場合は写し）

○注意事項

- 減免を受けるには、毎年申請が必要です。
- 減免を受けることができる軽自動車等は、普通自動車等を含めて障がい者一人につき1台に限られます。
- 普通自動車等の減免は、厚木県税事務所（☎046(224)1111）へお問い合わせください。

担当 市民税課 ☎046(252)8004 046(255)3550

たばこによる火災を防ぎましょう

市内では令和2年に34件の火災が発生しました。火災の主な原因の中で、たばこは毎年上位を占めています。

たばこの火は小さいですが、周囲の状況や管理の仕方によって大きな火災に発展する恐れがあります。たばこによる火災は、喫煙者一人一人が火災の危険性を理解し、次のことに気を付けることで防ぐことができます。たばこによる火災予防に努めましょう。

たばこによる火災を防ぐために

- 決められた喫煙場所を利用する。
- 寝たばこをしない。
- 火気厳禁の場所で喫煙しない。
- 灰皿を使用し、ポイ捨てをしない。
- 灰皿の吸い殻を定期的に捨てる。
- 完全に消火するため、灰皿に水を張るようにする。

担当 予防課 ☎046(256)2187 046(256)3225

5月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第1期）▽軽自動車税（種別割）（全期）
 ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。
 ※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
 ※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
 ※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年課☎046(252)8383へ）。

就労準備定例相談会

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方へ働くためのサポートを行っており、次の通り相談会を開催します（本人以外でも参加可）。

- とき 5月11日（火）午前10時～午後3時
- ところ はたらっく・ざま（相武台1-35-6三裕ビル2階）
- 参加費 無料
- 申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ
- 問い合わせ先 はたらっく・ざま ☎046(204)7624 046(204)7625

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 046(252)7043

5月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士	11日夜 12日 18日夜 19日 25日夜 26日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※6日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成）	13日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション（近隣・管理組合）	14日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（13日まで受け付け）
交通事故	18日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
行政（国に対する要望）	20日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
司法書士（登記・少額訴訟）	21日	4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）	27日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
税理士	28日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 046(252)0220
人権擁護委員（近隣問題など）	11日	毎月第2火曜日午後1時30分～3時30分（電話相談のみ、事前予約制） ☎046(252)8087 046(252)0220
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 046(252)0220
駐留軍離職者	20日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 046(252)8238
社会福祉士（成年後見制度）	20日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可））。17日まで受け付け 市役所4階4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 046(255)3550
障がい者援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） ほむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 046(252)7043
自立サポート相	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活援護課 担当 生活援護課 ☎046(252)8566 046(252)7043
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 046(259)2163
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164 046(252)4311
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732 046(252)4311